

船舶インシデント調査報告書

令和3年6月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和2年8月10日 11時15分ごろ
発生場所	三重県鳥羽市答志島北東方沖 答志港一号防波堤灯台から真方位048° 1.3海里付近 （概位 北緯34° 33.0 東経136° 55.3'）
インシデントの概要	プレジャーボートアステカⅡは、船外機を中立運転として漂流中、船外機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年8月25日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート アステカⅡ、5トン未満（長さ6.27m） 240-22015愛知、個人所有 ガソリン機関（船外機）、4サイクル、出力84.60kW、回転数毎分5,500、4気筒、ボア87mm、使用燃料ガソリン
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長1人が乗り組み、友人2人を乗せ、船外機を中立運転として魚釣りをを行いながら漂流中、船外機に異常振動が発生し、その後停止した。</p> <p>船長は、船外機を再始動しようとしたが始動できず、点検したものの停止した原因が判明せず、航行不能と判断して118番通報を行い、本船は、来援した巡視艇にえい航され、その後、船長が手配した修理業者のボートに引き継がれて着岸した。</p> <p>海上保安庁担当者は、本インシデント後、原因を調査したところ、船外機の燃料油系統に海水が混入し、燃料噴射弁内部に塩分の結晶が生成してシリンダ内への燃料供給が阻害されているのを認め、船外機が停止したと修理業者から聞いた。</p> <p>本船は、燃料管等に損傷箇所はなかった。</p>
分析	<p>本船は、船外機を中立運転として漂流中、船外機の燃料油系統に海水が混入したことから、燃料噴射弁内部に塩分の結晶が生成してシリンダ内への燃料供給が阻害され、船外機が停止し、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船は、燃料タンクに海水が混入していたことから、燃料タンクの蓋が密閉されていなかった可能性があると考えられる。</p>

原因	本インシデントは、本船が、船外機を中立運転として漂泊中、船外機の燃料油系統に海水が混入したため、燃料噴射弁内部に塩分の結晶が生成してシリンダ内への燃料供給が阻害され、船外機が停止したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船舶所有者は、定期的に燃料油系統のタンクやストレーナの水抜きを行うこと。・ 船舶所有者は、船外機の解放点検を実施し、不具合が発見された場合は、交換または補修を実施することが望ましい。